

愛知

働くもののいのちと

健康を守るセンター

ニュース

2000.5

名古屋市熱田区沢下町9-3 本館306号

電話・FAX 052-883-6966

e-mail ZAH00030@nifty.ne.jp http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/

第9期愛知働くものの健康センター

第4回理事会 開催される

第4回理事会が4月6日、開かれました。10名の理事参加のもと、活発な討論が行われました。その主な内容を報告します。

報告・協議事項

1. 職場の労働安全衛生活動と活動家づくり

(1) 全国センター「働くものの2000年セミナー」

■東日本セミナー(長野県上山田温泉)7月8日(土)～9日(日)

愛知は東日本セミナーに参加。参加目標人数50人。

記念講演に、粥川祐平氏(名大精神科医師)を予定。

■西日本セミナー(広島市)7月15日(土)～16日(日)

各職場から積極的な参加をお願いします。参加の申し込みは、愛知健康センターまで。また、全国交流集会の開催も10月に予定されています。

(2) 全労連「職場の労働安全衛生活動アンケート」と愛労連いのちと健康対策委員会との共同

〔職場での労働安全衛生活動の実態を調査し、今後の方針、政策づくりの貴重な資料とするアンケートです。必ず提出下さい。〕

愛知労働安全衛生活動交流集会とあいち労働安全衛生学校の日程検討中です。

(3) 教職員部会: 山田先生を囲んでの懇談会(3月11日実施)の報告と部会の今後の活動計画

(4) 自治労連・各単組の活動と体制・計画、自治労連担当者会議、交流集会

(5) 医労連の労安活動と看護の日5.13集会、南医療生協労組、名南会労組

お知らせ 機関会議など今後の日程

- ◆理事会: 第5回(6月1日)、第6回(8月3日)(総会議案協議)
- ◆拡大事務局会議: 第5回(5月11日)、第6回(7月6日)
- ◆第10期総会: 8月19日(土)午後1時30分～4時30分
- ◆山田先生を囲む会(有志) 次回6月予定(5月山田先生海外出張のため)

- (6) 民間中小労組の交流の検討、川本、サンゾー、アクリル、愛労連民間部会と共同
- (7) 大企業・連合職場での活動交流、現代労働負担研究会準備会(3・11京都)と第8回研究集会(10月・神戸)、『現代日本の職場労働ーJITシステムと超過密労働』(新日本出版社5月刊行)

N T T・過労死相談と健康を守る会準備、住軽金関連健康と家庭を守る会
大同在職死をなくす会、トヨタ山下労災職場復帰支援の会、中電、日立、アイシンなどトヨタ関連、C B C労災認定など

- (8) 「**過労死予防手帳**」活用と普及について

愛知健康センターにまだ在庫があります。さらなる活用と普及をお願いします。

- (9) **ホームページ、インターネット活用**について

アクセス数は180を越え、1月、4月に更新。現在、須田先生、山田信也先生
の原稿掲載準備中。愛労連もホームページを開設しトップページから、愛知健康
センターホームページへリンク設定。検索エンジンへの登録も検討中。

2. いのちと健康を守る地域での活動

- (1) **みなとセンター設立**と今後の活動計画

3月7日(火)18:30頃、**住友軽金属名古屋製造所**で25歳の労働者が火傷により
死亡という重大労災事故発生。港地域健康センターは、会社と名古屋南労基署に、
原因究明と安全対策について申し入れを行うことを、幹事会で決定し、3月24日
に申し入れを行いました。

- (2) **みなみ(名南)地域での活動と共同**

名南労連、南医療生協労組、名南会労組大同製鋼(過労死・団体生命・在職死をなくす
会)、中電など大企業南医生協、名南会

- (3) **一宮地域での活動と共同**

鈴木過労死裁判を支援する会、一宮労連**鈴木団体生命保険関連裁判和解成立**と労災
認定を勝ち取る決起集会(2.15)尾張健友会労組、尾張健友会

- (4) 西三河(トヨタシンポ2. 6)、東三河、名古屋中センター(栄総行動)など

3. 過労死・自殺過労・団体生命保険、労災・職業病支援・共同

- (1) 鈴木過労死・団体生命保険裁判一和解成立と労災認定裁判勝利に向けて

- (2) **近藤団体生命保険裁判(団体・個人署名の到達)**

- (3) 住軽金関連裁判・争議、住軽アルミ酒田工場跡地調査報告会(4. 20)

- (4) 「マルエツ団体生命保険を考える集い」(2. 28)(原告鈴木・近藤参加)と団体生命
保険裁判と運動の方向

- (5) 家族の会・過労死弁護団・過労死研究会(5・25水野事務所)との共同

- (6) 名古屋市職労労災認定闘争(調理員)勝訴と控訴断念のとりくみ

- (7) N T T過労死・通信労組と健康問題学習会(3. 4)、健康を守る会準備

- (8) 裁判日程(12ページ参照)

4. 第10期総会に向けて

- (1) 役員体制・事務局体制

- (2) 活動・事業計画、財政確立

鈴木龍雄さんの『過労死裁判』二つの訴訟で和解

——「団体定期生命保険金(1億円)引き渡し」訴訟と 「損害賠償(1億1千万円)請求」訴訟で ——

1月12日、「団体定期生命保険金（1億円）引き渡し」訴訟と「損害賠償（1億1千万円）請求」訴訟の二つの訴訟に関して、原告・鈴木美穂さんと住友電設の間で和解が成立しました。この訴訟の和解の意義を、鈴木過労死事件弁護団は次のように述べていますのでその詳細を報告します。

◆和解の意義◆

1. 実質的に原告の全面的な勝利の判決と変わらないこと

(1) 住友電設が責任を認めた和解であること

和解金額は6000万円であるが、労災保険給付（遺族年金・葬祭料）及び既払金とは別に支払われることから、労災認定訴訟に勝訴すれば、実質的に損害が補填される。判決となれば、過失相殺、既払金の控除、労災保険金との調整などの問題が生ずる。

(2) 住友電設が遺憾の意を表し、安全保護対策の充実を約束したこと

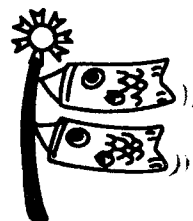
住友電設が、鈴木さんの死亡について遺憾の意を表し、在職死亡を無くすために、住友電設に、職場における従業員の安全保護対策の充実を約束させることができたこと。

(3) 喘息が悪化して過労死した場合に損害賠償を認めさせることは困難な状況のなかで、本件の和解は、東京や熊本等で現在争われている事件への励ましになる。和解の前例として富士銀行事件がある。

2. 団体定期保険については、本件訴訟提起をきっかけに、社会的な批判を浴びて、平成8年11月からは、総合福祉団体定期保険に切り換えられ、住友電設も従前のような高額な保険契約を改訂し、原告らとしては、保険制度の改善という点において当初の目的を一定達成したこと。

3. 労災認定訴訟への影響

名古屋地裁は平成11年9月13日に労災と認める判決を言い渡しているが、名古屋東労働基準監督署長は控訴している。住友電設は責任を認めて補償したのであるから、名古屋東労働基準監督署長は控訴を取り下げるべきである。控訴審は名古屋高裁民事第2部に係属し、第1回口頭弁論は1月14日午前10時に開かれる。



4. 労災保険金及び既払い金との関係

- (1) 退職金、香典、遺児手当等、これまで支払われた金額合計約1000万円で、今後も2人の遺児については20歳になるまで遺児手当として月額1万5000円が支払われること。
- (2) 労災認定が認められた場合は、過去にかのぼって支払われる年金分は、損害賠償金額から控除されるのが、建て前であるので本件和解において、労災保険給付とは別に解決金を支払わせた意義は大きい。

マスコミも多大な関心を寄せ、各誌紙面上で大きく報道しました。残す訴訟は「労災認定」訴訟です。勝利判決を勝ち取るまで、今後ご支援下さいますようお願いいたします。

鈴木龍雄過労死裁判で二つの訴訟の和解を報じたマスコミ

解決金6000万円と和解

建設会社側、遺族の意

名古屋地裁

解決金6000万円と安全留意で和解名地裁・過労死訴訟電気設備工事会社「住友電設」(大阪市)に勤めていた夫が、持病の気管支ぜんそくを悪化させ、死亡したのは過労が原因として、妻の愛知県一宮市の主婦鈴木美穂さん(47)ら遺族が、同社に約1億円の団体定期保険金の引き渡し

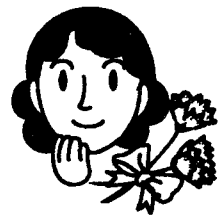
と1億1千万円の損害賠償を求めた訴訟は1月13日までに、名古屋地裁で和解が成立した。

和解条項で会社側は遺族側に6000万円の解決金を支払い、従業員の安全保護対策の充実に努力することを確約。原告弁護団は「実質的には会社側が責任を認めた和解といえる」と評価している。

住友電設の総務部長の話

遺族の生活などを考えて和解に応じた。社員が亡くなっており、遺憾の意を表した。今後も社員の安全配慮への対策の充実に努めたい。

訴えによると、鈴木さんの夫、龍雄さん＝死亡当時(47)＝は同社の中部支社で長年大量の紛じんが発生するビル工事現場で働き、気管支ぜんそくを発症。1989年(平成元)年に名古屋市で開かれた世界デザイン博覧会の関連工事で残業が続き、発作を起こし同年1月、呼吸不全で死亡した。鈴木さんは93年4月、会社が受け取った団体定期保険の保険金約1億円の引き渡しを求め提訴。94年11月、会社安全保護義務違反があったとして約1億1千万円の損害賠償を求める訴訟を起こしていた。今回、この訴訟について和解が成立したものです。



お願い…ホームページやニュース原稿を
フロッピー、FAXでお寄せ下さい。

〒464-0005

千種区千代が丘1-110-102

鈴木 利往 宛

TEL & FAX (052) 774-5474

鈴木龍雄「過労死裁判」とは？

住友電設（株）中部支社の技師、鈴木龍雄さんは、１９８９年１１月、苛酷な現場作業で喘息を悪化させ、過労死しました。遺族の鈴木美穂夫人は、

「団体生命保険金（１億円）引き渡し」訴訟
「損害賠償（１億１千万円）」訴訟
「労働災害認定」訴訟

の3つ認定を求めて、名古屋地方裁判所に提訴しています。これを**鈴木龍雄「過労死裁判」**と言います。この三訴訟のうち、二つの訴訟で和解が成立したものです。

労災認定を求めて10年 《闘いの経緯》

- ◇1989年11月 6日 鈴木龍雄(42歳)死亡
◇1990年 4月27日 名古屋東労働基準監督署へ労災申請
◇1993年 6月24日 労災不支給決定
◇1993年 7月21日 愛知「労災保険審査官」に審査請求提出
◇1994年11月30日 不支給処分取消し請求訴訟提訴
◇1996年 3月29日 審査請求棄却
◇1996年 3月30日 労働保険審査会へ不服申立て再審査請求提出
◇1999年 9月13日 名古屋地裁 労災認定勝訴判決
◇1999年 9月27日 名古屋東労働基準監督署、労災認定を不服として控訴
◇1999年12月 1日 労働保険審査会不服申立て再審査請求棄却



契約時の保険約款が見つかる!!法廷に証拠として提出

会社は「保険金受取人になれない」と明記 (2000. 2. 20)

「おかしいぞ!『団体生命保険』近藤さんの裁判を支援する会」

長い間捜していた、住軽金が保険会社と契約をした当時の保険約款を、水野弁護士が保険会社の図書館で見つけだしました。それによると、**保険は遺族の生活保障を目的としたものであって、会社は保険金の受取人にはなれないと明記**されていました。

会社は契約内容を承知していながら、これを労働者や遺族に隠し続けて、保険金を横取りしてきました。原告(近藤弘子)側は直ちにこの約款を重要証拠として1999年12月、裁判所に提出しました。法廷において、水野弁護士の説得力ある解明に裁判長はうなづきながら、被告会社に対し次回法廷で説明するよう求めました。

近藤裁判を支援する会は、早期公正判決を求めて裁判所に話し合いの申し入れを行い、同時に要請書を提出しました。書記官は裁判官に手渡すことを約束してくれました。

名古屋地裁への署名提出状況 (3.21現在)

回数 (年月日)	団体署名累計	個人署名累計
第6回 (00. 3. 21)	3, 0 8 1	5 2, 8 8 9
第5回 (99. 12. 17)	2, 9 8 1	4 2, 8 8 5
第4回 (99. 5. 10)	2, 6 4 7	3 6, 3 7 0
第3回 (98. 12. 21)	2, 0 1 9	3 2, 0 2 0
第2回 (98. 9. 7)	1, 7 6 4	2 8, 5 6 5
第1回 (97. 12. 1)	6 3 1	1 9, 0 4 6



小中学校教職員の労安体制を考える懇談会 開催!!

3月11日（土）午後2時から労働会館会議室にて、小中学校12名、名高教3名、愛高教2名と山田信也先生が参加して行われました。

レポートは、春日井市の学校事業所安全衛生管理規定等 7 枚、小牧市小中学校教職員安全衛生管理規定等 8 枚、名古屋市小中学校の平成 11 年度衛生管理に関する調査結果等 2 枚、教職員の休職者数（愛知県・名古屋市）2 枚、名古屋市のある学校の学校安全衛生委員会の活動記録等 2 枚、名古屋市立第二工業高校の教職員安全衛生のまとめ（平成 11 年度）、名高教の労働安全衛生ハンドブック 1 冊、愛高教の労安活動 6 枚等大量の資料が配布されました。

会議は自己紹介とともに小中学校の労安体制についての報告を約一時間うけ、そのあと名高教と愛高教の労安活動の報告をうけながら、質疑応答を行い、理解を深めました。山田先生からはその都度、発言をいただき、議論の内容を深めることが出来ました。

1. こんなことが行われている愛知県の小中学校

▼教育委員会所属の職場に労働安全衛生委員会の設置要項がない

愛知県の地方自治体職場には労働安全衛生委員会のないところもある。自治体職員にあっても教育現場にはないところが多い。教職員の健康や安全の問題は放置されてきている。労安委員会設置の要項を作るように交渉すると県教育委員会

は地方自治体の責任にして、市町村教育委員会に交渉すると県の責任にして、なかなか事態の改善がはかられていない。

▼職場の衛生委員会が労安法に反する構成になっている

小牧市では平成11年4月1日付けで衛生委員会設置の要綱がつけられたが、事前に少数組合には何の相談もない。しかも、委員会の構成が法に基づかないもので。総括安全衛生副管理者2名、安全衛生管理者2名、衛生推進者2名、職員団体の推薦に基づくもの2名と総括安全衛生管理者の9名になっている。労使対等の原則を忘れているし、産業医の指定がない違法のものになっている。

そして、金がないから産業医がおけないと言っている。また、教育委員会も校長会も労安法の理解が薄く、労働者の健康や安全管理の最終責任について「校長といたり、金のかかることは教育委員会」と言ったり、定まっていない。健康診断はやりっぱなしで、事後指導は行われていない。

春日井市では平成11年4月から従来からあった「春日井市職員労働安全衛生管理規定」の一部を変更して「学校事業所」を設置して、職員50人以上の一中学校に衛生委員会が設置された。11月に一度だけ、学校事業所衛生委員会が開催された。構成は労使5対5で、委員は

市内の各学校から集められて構成されている。しかし、産業医は参加していない。

名古屋市立の小中学校では50人以上の中学で衛生委員会がもたれている。ある学校では11月に初めての会合がもたれたが構成が校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、養護教諭、事務主査、業務士、職員団体代表4名で労安法と違う構成になっている。それでも、アンケート調査がおこなわれたり、講話や職場巡視が計画され、少しは前進している。

岩倉市では産業医が配置されているので、相談活動をしているが、相談が余りないようだ。健康診断で大腸がんや骨粗鬆症などの検診も希望者に行われるようになった。これらの検診項目をどのようにして増やしていけばいいのか知りたい。

最近、講師が増えているが、講師の先生が人間ドックの希望をしても認められていない。どうすれば、実現できるか知りたい。

▼職場で職員の事故死や生徒に殴られる事故が発生している

瀬戸市では労安体制について未整備だが、校長会が労安の学習をしている。

先日、陶芸クラブの顧問が日曜日に学校にきて、本焼きのために、学校の窯で朝10時から炊き始め、夜中の12時30分頃酸欠で倒れ、月曜日の朝に発見されたが、すでに死亡していた事例がある。公務災害になるように運動しているが、一酸化炭素が下に溜まって窒息したと推定されている。部屋の上のほうに換気窓はあるが、下にはないので、空気より重い一酸化炭素が下にたまり事故になったのでは

ないかといわれている。下の方にも換気口をつくるように改善を要求している。しばらく窯は使用していないが、他の学校でも窯の検査が行われている。

学校が荒れて、女性職員が子どもの暴力で肋骨を折る事件が発生した。その治療費が健康保険の私費で支払われて、公務災害の手続きを取ろうとしない校長がいる。逆に先生の指導がおかしかったのではないかと、疑われている。指導の是非に関係なく、業務に基づく災害として扱うべきものである。

同様のことが、講師の先生におこって、私費扱いされた。その先生は離任式の時にそのことをみんなの前で告発され、ようやく公費で治療できるようになったが、その先生に新年度の講師の話は来なくなつたという。講師は自分の生活を賭けて、治療費を要求しなければならない状況である。

春日井市でも職員が子どもに殴られてけがをする事件があつた。修学旅行中に起こつた事件については、公務災害として認められた。

▼名古屋市の中学で衛生管理に関する調査が行われた

喫煙対策、休養室、VDT作業について、健康維持増進のための取り組みについてという内容のアンケートが行われた。その結果については現場に知らされず、

名古屋市の中学でも、職員は生徒指導に追われて、疲れ、ストレスが溜まっている。荒れる生徒は教職員の健康を蝕む大きな原因になっている。

県立高校でも、97年にスキー修学旅行中に付き添いの職員が突然死された例とか、99年に山岳部の登山引率中、一酸化中毒で死亡した例があるが、関係者の努力もあり、いづれも校務災害の認定がおりた。

情報公開を求める手続きをしてやっと手にはいる状況である。情報の公開が遅れている。

▼措置要求で照明の改善が行われる

職員室の照明が暗くて、組合で要求してもなかなか解決しなかったが、ある先生が、**人事委員会に措置要求**された。そうすると、照度を測定にきて、不足しているのが確認されたら、一斉に学校中をあかるくする工事が行われた。要求実現のためには措置要求という方法もあることを知らされた。

一宮市では保健主事に衛生推進者としての講習がもたれている。しかし、衛生委員会がないため、その知識を生かす場が無い。職員の健康診断は生徒とは別に集団検診の形をとって1回で終わるようになった。また、校医が健康相談にのるようになったり、分煙体制は少し進んでいる。

▼名古屋市立の高等学校では

教育委員会に総括安全衛生委員会があり、職場ごとに学校安全衛生委員会がある。

また、産業医が1名、衛生管理医師7名、保健婦が1名いて職場を巡回してくれる。

すすんだ職場では衛生委員会は年に10回行われている。第二工業高校では年度毎に冊子が作られている。その内容は本年度の学校安全衛生のまとめ、定期健康診断の結果について、定期健康診断の

概要と指導区分、教職員安全衛生管理組織、名古屋市立の学校の安全衛生資料、健康で快適な生活のために、特集「温泉と健康」というものです。

また、組合本部は「**労働安全衛生ハンドブック**」を1993年に発行している。今、改訂版の編集をしているそうです。全職員に情報が行き渡っているのが良いと思いました。

進んだ組織と情報の共有が進んだ名高

教でも悩みはある。職場の衛生委員会が年に3回ぐらいしか、開かれないところもあり、そういう学校で、どのように活

動していくのか課題になっている。

▼愛知県立高等学校では

職場の衛生委員会が作られてから8年になる。この間、喫煙対策 障害児学校の腰痛健診 休養室 職員室のクーラー設置などを進めてきた。今は健康診断のあり方、実施方法や法定外検査項目の充実 メンタルヘルス 事後措置のあり方を検討したり、衛生管理者の養成 産業医の充実 公務災害認定などが問題になっている。しかし、県財政の悪化とともに金のかかることに手がつけられないよ

うになっている。

生徒減のために50人以下の職場が生まれていて、職場の衛生委員会がなくなる現象がうまれている。また、精神障害（うつ病 自律神経失調症）による休職者が急増していて、その対策が急がれる。

組合の議案や衛生委員会の議題・開催数などの資料がつけられた。

討論したこと

報告のあと、山田先生を含めて討論に入り、以下のような意見が出されました。次回以降に生かしていきたいと思います。

1. 50人以下の職場に衛生委員会を開かせる方法について

不完全な要綱があるところは高校の「職場の安全衛生委員会の要綱」と労安法を参考にして、おかしいところを訂正させる教育委員会交渉や人事委員会交渉、ときには措置要求などで闘いを前進させる。

要綱がないところないしは50人以下の職員になってしまったところは、「憲法の保障する法の下での平等」を楯に衛生委員会の継続ないしは、市町村単位の総括安全衛生委員会の設置を要求していくことが必要。川口市などの先進例を参考にしたい。

50人以下の事業所の労働者の健康と安全を守ることは日本の労働者を守ることにつながるので、参議院労働委員会の委員である八田ひろこ議員に連絡して、この会議に参加していただき、実態を知ってもらうことを考えたい。これは愛知

県の任務かもしれない。

衛生推進委員の資格を地域保健センターで養成しているので、組合の幹部が積極的に挑戦して資格を取り、職場の衛生委員会で活躍できるようにすることも必要である。

県独自でこのような資格者を増やす取り組みをしているのは東京・北海道・佐賀・茨城・宮城などがある。

衛生推進者を支援していく方法を模索することも大切である。衛生推進者一人にまかせて、運動が進むわけではないので、仕事を分担できるシステムを見つけること。職員の労働安全衛生に関する理解を深める学習や広報宣伝が必要ではないか。

2. 産業医とどのように付き合いしていくか

産業医が置かれていないところでは、法にもとづいて、設置するように当局に要求すること。地域保健センターに依頼して、職場の点検を頼む方法もある。

健康管理医という名称だけの産業医の
あるところでは、医者と仲良くなり、職
場のパトロールをやってもらったり、改
善の意見を求めることが必要である。

また、わずかでも産業医の手当をもらいながら、何もしていない医師にはその責任をはたすように要請する必要がある。

名古屋市など、すでに産業医のいるところでは、医師の要求を聞いて共同して取り組めることを模索するとともに、その成果を広く他の組織にしらせることが必要である。

3. 情報を共有するためにインターネット化しよう。

今日、出されたさまざまな状況や先進的な取り組みをすべての教職員が共有することが解決方法をみんなで考えていく上でひつようである。そのためには、教職員用のニュースをつくることとか、各職場に一人はインターネットにデーター

を打ち込める人を作っていくことが大切です。

センターとしてもホームページを開設したが、人材が不足しているので、名古屋に近くて、この仕事に力を入れられる人を求めています。



長野県センター結成される
4月に埼玉、6月に兵庫と続く

2月26日に長野県センターが結成され、続いて4月に埼玉、6月に兵庫と、地方センターが結成されることになっています。

埼玉 4月23日にセンター結成

昨年12月17日、「埼玉センター」準備会を発足させ「センター」結成に向けた本格的な準備が始まりました。

事務局会議や第1回準備会などでより広い団体の合意が得られるよう規約案、予算案の検討を重ねています。

規約案の目的の条項では、討議の末、過労死や労働災害へのとりくみを重視することとあわせて『「労働・生活習慣病」などを予防する「保健活動を軸にした健康づくり」の文言を挿入しました。この文言は、「埼玉センター」の活動の重要な特徴として位置づけています。また、予算案、会費問題、役員構成と専従者問題などの討議も繰り返すつづけています。現在、「埼玉センター」準備会に参加している団体は10数団体にとどまっていますが、結成総会には30団体程度が結集する「埼玉センター」の設立をめざしています。

4月23日の結成総会へむけ、準備会ニュースの発行、団体訪問、県内著名人への「設立宣言」文の郵送など、9人で構成する準備会事務局はフル稼働中。

第5回日独労働問題共同セミナー 開催される

3月25・26日の両日にわたって、「グローバル時代の労働運動」をテーマに、第5回セミナーが開かれました。ドイツからは、ブレーメン大学などから研究者6人が来日しました。日本からは、山田信也名古屋大学名誉教授(現働くもののいのちと健康を守る全国センター理事長)、猿田正機教授(中京大学)、大木一訓教授(日本福祉大学)をはじめ多数の研究者が参加しました。(セミナーにおける山田信也先生の発表は次回のニュースで紹介します)。

労働運動と環境問題 一日独交流から学ぶ

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター理事 近森 泰彦

「聞いたことのない高さ」(宮田教授・摂南大学・環境科学)という高濃度のダイオキシンが、荏原製作所藤沢工場から公共水域に、7年間にわたって排出され続けていた。同社は焼却炉など環境設備のトップメーカーである。しかも国際環境基準である「ISO14001」の認定を全事業が受けている「優良」企業である。

国際基準が見事に日本基準にすり替えられて企業の免罪符に変質されている事例であろうか。

日独セミナーでシュミット教授(オルデンバーグ大学)が、「ヨーロッパにおける労使関係とエコロジー」というテーマで近年10年間の活動について報告をされた。

ヨーロッパではEU12カ国をカバーしているIRENE(労使関係と環境ネットワーク)という組織が活動していて、各国における環境問題に対する取り組みについて、分析するとともに積極的な提言を行っている。

日本の運動にとって参考になると思われる部分を以下に拾い上げてみた。

1. ヨーロッパにおける環境に関する法律は、製造物責任を強化する規制や情報公開、また間接的には、欧州労働者代表委員会の指命によって前進が生まれた。

特に環境監査規制(EMAS)や健康・安全問題に関する規制によってである。

2. 環境に関する出発点は「労働環境」あるいは「企業内環境」に関する規制の中にある。「労働環境」と「外部環境」の領域は明らかに重なっている。

3. 環境問題は環境的な理由で脅かされる職の防衛と同様に、最も広い意味で組合員の健康問題になる。

4. 労働者にとって二つの動機が重要である。

一つは健康と職の保障の問題、もう一つは参加に対する一般的な関心からきている。

ヨーロッパ諸国では「環境」が時代の大きなキーワードになっていて、生産分野の構造的なエコロジー化、真に持続可能な発展に向けて労側組合、企業、市民、そして国との関係において新たな取り組み「闘い」が始まろうとしている。

日本では例外なき規制緩和のかけ声のもとに、市場に任せれば全てうまくいくというアメソカ的支配の「暴力」が続いている。

しかし、環境問題に対する国民の関心は、ヨーロッパと同じく高揚してきている。

里山をはぎ取って「緑の住宅」を作るというような誤魔化しが通用しなくなっていることにも、その水準が示されている。

大企業の労働組合が、環境問題を「廃品の分別回収」やニセ「ISO14001」の取得にすり替える手助けをしているときに、生産者の一員であるとともに、生活者であるという両面を押さえた労働者の柔軟性のある運動をつくり上げることが、自覚的な労働組合と労働者に求められているのではないだろうか。

以上

裁判などの日程

愛知健康センターが支援している、過労死認定訴訟などの法廷日程は、以下のとおりです。勝利に向けて、是非、傍聴をお願いいたします。

月 日	事 件 名 ・ 内 容	法 廷 な の 時 間
5月12日(金)	スミケイ運輸(団体生命保険) 高野・園山裁判 弁論	地裁1101(AM10:00)
5月12日(金)	住軽金(強制出向)鈴木裁判	地裁1101(PM 1:10)
5月17日(木)	住友電設鈴木裁判 弁論 (名古屋東労基署不当控訴)	高裁10 F (AM11:00)
5月24日(木)	東海銀行(過労死損害)松井裁判	地裁1101(PM 1:10)
5月25日(木)	団体生命保険近藤裁判を支援する会 5・25首都大行動 住軽本社・金融監督庁・ 生命保険協会へ要請行動で上京 原告7名と家族も参加(30名規模)	名古屋駅新幹線改札口 (集合AM7:00乗車7:20 名古屋着PM9~10予定)
5月26日(金)	住友電設鈴木龍雄さんの過労死裁判を支援する会総会(一宮市)	一宮勤労福祉会館 (PM6:30~8:30)
5月31日(木)	大同特殊鋼(過労死)吉川裁判 弁論	地裁1101(AM10:00)
5月31日(木)	東洋開発(労災損害)鈴木裁判 証人調べ	地裁1101(PM1:30)
5月31日(木)	スミケイ運輸(降格差別)林事件 高木委員長 証言	地労委(PM1:00~3:00)
6月14日(木)	トヨタ(過労死)田島裁判 弁論	地裁1101(PM1:10)
6月22日(木)	東海銀行(過労死損害)松井裁判 弁論	高裁10 F (AM10:00)
6月30日(金)	スミケイ運輸(降格差別)林事件	地労委(PM1:00~3:00)
6月30日(金)	第4回おかしいぞ!「団体生命保険」近藤さんの裁判を支援する会総会(終了後懇親会 費2000円)	労働会館本館2F会議室 (PM6:30~8:30)
7月 4日(火)	住軽金(団体生命保険)川本・荒木・松本裁判 本人尋問	地裁1101(PM2:30)
7月 5日(木)	愛知製鋼(過労死)林裁判 証人	地裁1101(PM1:10)
7月17日(月)	団体生命保険近藤裁判 弁論	地裁1102(PM1:15)
7月18日(火)	東海銀行(過労死)松井裁判 結審予定	高裁10 F (PM1:00)